

4. 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモンおよびグレープフルーツならびに
スワジランド王国産スウィートオレンジおよびグレープフルーツの生果実に関する
植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農畜第3113号 農畜園芸局長
通達）の7の(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 港 京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港
(2) 飛行場 新東京国際空港、東京国際空港、大阪国際空港
那覇空港

5.

6.